

令和 7 年度

三重県循環型社会形成推進計画策定支援業務委託
仕様書

三重県

第1章 総則

1. 1 業務名

令和7年度三重県循環型社会形成推進計画策定支援業務委託

1. 2 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 3 公益確保の義務

受託者は、実務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

1. 4 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅延なく報告しなければならない。

1. 5 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

1. 6 実施計画書等

受託者は、契約締結後7日以内に下記の事項を記載した実施計画書等を提出し、承諾を受けるものとする。また、実施計画書等の提出後、速やかに業務に着手すること。

- (1) 委託業務着手報告書
- (2) 実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施体制及び各担当者
- (5) その他、必要な書類

第2章 業務の概要

2. 1 業務の目的

都道府県は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5の規定において、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされている。

本県では、平成16年、平成23年、平成28年と3度に亘って策定し、廃棄物の3R（Reduce、Reuse、Recycle）の推進と廃棄物の適正処理に係る施策を推進してきた。現計画は令和3年3月に策定し、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、資源循環の取組を進めるため、計画の名称をこれまでの「三重県廃棄物処理計画」から「三重県循環型社会形成推進計画」に変更し、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題（プラスチック対策、食品ロス対策）の解決の両立に向けた取組を推進してきた。

現計画の対象期間が令和7年度までであることから、これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の他の計画等、社会経済情勢を踏まえ、「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を推進するため、今後5年間（令和8年度～令和12年度）を対象期間とする新たな計画を策定する。また、食品ロスの削減に係る取組については、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロス削減推進計画」としても本計画に位置づけることとしている。

本業務においては、次期三重県循環型社会形成推進計画の策定にあたり、モニタリング指標（案）を算定するとともに、県内外の循環経済への移行に資する取組事例及び食品ロスの削減に係る取組事例を収集・取りまとめるほか、三重県環境審議会廃棄物部会の運営支援、など次期三重県循環型社会形成推進計画策定に係る支援業務を行う。

2. 2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

2. 3 納入場所

三重県環境生活部環境共生局 資源循環推進課

第3章 業務の内容

3. 1 業務の内容

(1) 計画策定支援

計画の策定にあたり、以下の業務を行う。

- ・モニタリング指標（案）の算定

本県の廃棄物排出量、再生利用量、最終処分量等に係る現状分析・課題の抽出を行い、今後の取組をふまえた令和12年度のモニタリング指標（案）の算定を行う。

- ・自治体における施策動向の調査・検討

県内外における循環経済への移行を見据えた資源循環の施策及び食品ロス削減につながる施策とその効果について、公開されている情報や聞き取り等により調査するとともに、本県への適用可能性について検討を行う。(30自治体程度)

(2) 部会等運営支援

学識者等で構成する部会等において、以下の業務を行う。

- ・三重県環境審議会廃棄物部会（1回）

部会の開催にあたり、資料作成等の準備、日程や会場の調整等の事務局補佐を行う。

また、部会に出席のうえ、議事録及び議事概要の作成を行う。(部会開催後、2週間以内)

ハイブリット方式を予定しており、会議室及び運営に係る費用は受託者の負担とする。

- ・三重県環境審議会（1回）

審議会開催にあたり、資料の準備等の事務局補佐を行う。

また、審議会に出席のうえ、議事概要の作成を行う。(審議会開催後、2週間以内)

(3) 意見交換会実施支援

市町（9回）及び関係団体（3回）との意見交換の実施にあたり、資料作成等の準備、日程や会場の調整等の事務局補佐を行う。

また、意見交換会に出席のうえ、議事概要の作成を行う。(意見交換会開催後、2週間以内)

3. 2 業務スケジュール

業務スケジュール案を下図に示す。詳細なスケジュールについては、委託者と協議のうえ決定するものとする。

業務内容	8	9	10	11	12	1	2	3
(1) 計画策定支援						とりまとめ		
モニタリング指標（案） の算定		→→→						
自治体における施策動向 の調査・検討								
(3) 部会等運営支援								
三重県環境審議会部会					→			
三重県環境審議会					→			
(3) 意見交換会								
市町及び関係団体		→→→						

図 業務スケジュール案

3. 3 成果品

本業務における成果品を以下に示す。

(1) 業務報告書（紙媒体2部、電子媒体1部）

(2) その他本業務により生じた資料（資料内容に応じ、紙媒体・電子媒体等により1部）

※報告書にあっては Microsoft Word 及び PDF 形式、撮影データにあっては jpeg 形式、調査結果等整理したデータにあっては Microsoft Excel 形式にて提出すること。

3. 4 業務の実施体制及び方法

- (1) 本業務の実施にあたり、受託者は業務の円滑な実施を図るため実施方針や工程等の検討を行い、業務実施計画（実施計画書、業務工程表等）を策定し、県に提出する。
- (2) 本業務の実施にあたり、他都道府県市の廃棄物処理担当者や民間団体等からの意見聴取、必要な資料を収集・使用するにあたっては、発注者と協議のうえ受託者の責任において関係者と交渉し、引用することについての承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は本業務の実施の際に、十分に対応できる人数を配置し、事業実施や関係者からの問い合わせに対応するものとする。
- (4) 本業務の従事者に対しては、本業務の内容や「三重県電子情報安全対策基準」について事前に研修を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務についての打ち合わせ・協議を適宜行うものとする。
- (6) その他、本業務に係る補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。

3. 5 実施責任者等の設置

受託者は、実施責任者として管理技術者及び照査技術者を選任し、本県の承認を得るものとする。管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとし、照査技術者は、業務の進行などの照査を実施するものとする。

第4章 特記事項等

- (1) 本業務の実施に必要となる資機材や人員については、本業務に含む。
- (2) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と協議の上決定するものとする。
- (3) 受託者は貸与物品及び本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (4) 受託者は、貸与する各種資料及び物品の取扱については、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (5) 業務終了後、受託者は貸与する各種資料及び物品のうち、紙媒体のものについては速やかに返納し、電子媒体のものについては速やかに消去すること。
- (6) 受託者は、受託期間中又は受託期間終了後を問わず、何人に対しても業務上知りえた本課の業務及び関連情報の一切を漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (8) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (9) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (10) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (11) 受託者が(10)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(12) 県から調査内容に係る指示があった場合は、指定する期日までに対応し、報告すること（必要に応じて来庁すること）。

(13) 委託期間が終了した後においても、県が本仕様書に係る成果品や調査内容について疑義照会等、必要な対応を要求した場合は責任を持って対応すること。